

(幼稚園)

幼稚園教育要領 改訂案(2/15公表)からの修正点

通し 番号	改訂案 の頁数	改訂案(2/15公表)	告示
1	目次, 2, 13, 16 (9ヶ所)	教育時間終了後等	教育時間 <u>の</u> 終了後等
2	目次, 13	指導計画 <u>作成上</u> の留意事項	指導計画 <u>の作成に当たって</u> の留意事項
3	1	その際、 <u>幼児の主体的な活動が確保されるよう</u> 、・・・計画的に環境を構成しなければならない。	その際、 <u>教師は、</u> 幼児の主体的な活動が確保されるよう、・・・計画的に環境を構成しなければならない。
4	2	教育期間や <u>幼児の生活経験</u>	教育課程に係る教育期間や <u>幼児の生活経験</u>
5	2	教育週数は	教育課程に係る教育週数は
6	2	地域の実態や保護者の要請により、 <u>教育課程に係る教育時間終了後等に希望する者を対象に行う教育活動については</u> 、学校教育法第22条及び第23条並びにこの章の第1に示す幼稚園教育の基本を踏まえ実施すること。なお、 <u>家庭及び地域における幼児の生活も含め、幼児の生活全体が豊かなものとなるよう、家庭や地域における幼児期の教育の支援に努めること。</u>	幼稚園は、地域の実態や保護者の要請により教育課程に係る教育時間終了後等に希望する者を対象に行う教育活動について、学校教育法第22条及び第23条並びにこの章の第1に示す幼稚園教育の基本を踏まえ実施すること。また、 <u>幼稚園の目的の達成に資するため、幼児の生活全体が豊かなものとなるよう家庭や地域における幼児期の教育の支援に努めること。</u>
7	4	この章に示すねらいは <u>幼稚園修了までに</u>	この章に示すねらいは、 <u>幼稚園修了までに</u>
8	4	内容はねらいを達成するために	内容は、 <u>ねらいを達成するために</u>
9	4	各領域に示すねらいは <u>幼稚園における</u>	各領域に示すねらいは、 <u>幼稚園における</u>
10	4	内容は <u>幼児が環境にかかわって</u>	内容は、 <u>幼児が環境にかかわって</u>
11	5	望ましい食習慣の形成	食育を通じた望ましい食習慣の形成
12	7	協同して遊ぶようになるためには	協同して遊ぶようになるため

(幼稚園)

【修正版】

13	8	幼児が人とのかかわりを深め、規範意識の芽生えを <u>培う</u> ことを考慮し、	幼児が人とのかかわりを深め、規範意識の芽生えが <u>培われる</u> ことを考慮し、
14	8	折り合いをつける	折り合いを付ける
15	11	話に興味をもって注意して聞く	話を興味をもって注意して聞く
16	13	指導計画作成に当たっては	指導計画の作成に当たっては
17	13	環境は具体的な	環境は、 <u>具体的な</u>
18	14	促すように援助していくこと	促すようにしていくこと
19	14	結びつき	結び付き
20	16	教師の意見交換	<u>小学校の教師との</u> 意見交換
21	16	対象に、 <u>幼稚園</u> が行う教育活動については	対象に行う教育活動については
22	16	教育課程に係る活動	教育課程に <u>基づく</u> 活動
23	17	幼稚園とともに幼児を育てる	幼稚園と共に幼児を育てる
24	17	子育ての支援については、相談に応じたり、情報を提供したり、保護者との登園を受け入れたり、保護者同士の交流の機会を提供したりするなど、保護者や地域の人々に機能や施設を開放し、 <u>園内体制の整備や関係機関との連携及び協力に配慮しつつ、</u> 地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。	<u>幼稚園の運営に当たっては、子育ての支援のために保護者や地域の人々に機能や施設を開放して、園内体制の整備や関係機関との連携及び協力に配慮しつつ、幼児期の教育に関する相談に応じたり、情報を提供したり、幼児と保護者との登園を受け入れたり、保護者同士の交流の機会を提供したりするなど、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。</u>